

無線検査における無線技術者による試験の取り扱いに関する事項

改正要領

無線設備規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正理由

航海情報記録装置（VDR 又は S-VDR）、船舶自動識別装置（AIS）等の年次性能試験については、IACS 統一解釈 SC279 において、検査基準日の前後 3 ヶ月以内で、かつ、当該検査が完了する日までに実施されたものであれば認められている。

本会においては、これまで当該統一解釈を参考に、無線検査における無線技術者によって実施される試験についても同様の取り扱いとしている。

このため、現状の取り扱いを明文化するよう関連規定を改める。

改正内容

無線技術者による試験は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内であって、当該検査が完了する日までに実施するよう改める。

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.5 検査の準備その他

-2.を次のように改める。

~~-2. 無線技術者による試験及び計測データの有効期限は、原則として検査実施日の3ヶ月以内とする。次の(1)又は(2)に掲げる時期に実施すること。ただし、規則 2.1.3 の規定により検査を繰り上げて実施する場合にあっては、本会の適当と認めるところによる。~~

- (1) 定期的検査の場合、直近の検査基準日の前後3ヶ月以内（ただし、当該定期的検査が完了する日を超えないこと）
- (2) 更新検査の場合、船級証書の有効期限の満了日の3ヶ月前から当該期間の満了日迄の日（ただし、当該更新検査が完了する日を超えないこと）